（障害福祉サービス事業等に関する届出）

第六十六条　法第七十九条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～八　（略）

２　（略）

第六十七条　法第七十九条第三項に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

第六十八条　法第七十九条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（障害者支援施設に関する届出）

第六十八条の二　法第八十三条第三項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～八　（略）

（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（表略）

（中核市の特例）

第七十一条　令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（表略）

（権限の委任）

第七十二条　法第百七条第一項の規定により、法第五十一条の三、第五十一条の四、第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

附　則

（法第五条第一項に規定する主務省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

第一条の二　平成二十四年三月三十一日において法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設に入所していた者であって、同年四月一日以後引き続き当該特定旧法指定施設であった施設に入所しているものに対する第一条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「第六条の十第二号の就労継続支援Ｂ型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

（障害福祉サービス事業等に関する届出）

第六十六条　法第七十九条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～八　（略）

２　（略）

第六十七条　法第七十九条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項とする。

第六十八条　法第七十九条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（障害者支援施設に関する届出）

第六十八条の二　法第八十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～八　（略）

（大都市の特例）

第七十条　令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（表略）

（中核市の特例）

第七十一条　令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（表略）

（権限の委任）

第七十二条　法第百七条第一項の規定により、法第五十一条の三第一項及び第四項、第五十一条の四、第五十一条の三十二第一項及び第四項並びに第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

附　則

（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置）

第一条の二　平成二十四年三月三十一日において法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設に入所していた者であって、同年四月一日以後引き続き当該特定旧法指定施設であった施設に入所しているものに対する第一条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「第六条の十第二号の就労継続支援Ｂ型」とあるのは、「就労継続支援」とする。